

田辺市周辺衛生施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

制 定 平成29年 3 月 1 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲与、無償貸付け等)

第 2 条 財産の交換、譲与、無償貸付け等については、田辺市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成17年田辺市条例第51号）の規定の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。